

『年金生活者支援給付金制度』について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

新たに支給要件を満たす人には、9月初旬ごろに日本年金機構から請求手続きの案内が送付されます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入して提出してください。

なお、令和7年度に年金生活者支援給付金を受給している人で、令和8年度も支給要件を満たす場合、お手続きは原則不要です。

対象者

◇老齢基礎年金を受給している場合

※次の3つの要件を満たしている必要があります。

- ① 65歳以上
- ② 同一世帯の全員が市町村民税非課税
- ③ 前年の年金収入額とその他所得の合計が約93万円以下

◇障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している場合

- ・前年の所得額が約492万円以下

問合せ先

給付金専用ダイヤル

☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）



受付時間	月曜日	午前8時30分～午後7時
	火～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
	第2土曜日	午前9時30分～午後4時

お問い合わせの際は、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

島スクエアプラス 起業家育成関連講座

地域の魅力や資源を活かした起業について学ぶ講座です。受講料は無料ですので、ぜひご参加ください。各講座定員20人です。

※本講座は、柳井市／周防大島町／田布施町／上関町／平生町の助成を受けて実施します。

※悪天候などで講座を延期する場合があります。



■申込方法

メールまたは郵送で講座名、名前、連絡方法をお知らせください。（当日受付可）

■問合せ先

NPO 法人島スクエアプラス

〒742-2106 周防大島町小松91-4

✉ npo-shimaplus@sea.icn-tv.ne.jp

☎ 090-7979-4615（山本）090-4142-9839（三原）

時：日時 所：場所 師：講師 ㊚：メールアドレス

① 笑いがひらく、人と地域の可能性～元気・つながり・挑戦を生み出す笑いの力～

時 10月17日（土）午後1時30分～午後3時30分

所 島スクエアプラス起業教育研究センター

師 辻本絵美氏（日本笑いヨガ協会 事務局長）

② 起業家の必須スキル！さくら先生が教える簿記入門！

時 10月24日（土）午後1時30分～午後4時

所 みどりが丘図書館

師 徳光咲良氏（山口県立柳井商工高等学校教諭）

③ 魅力が伝わるスマホ写真の撮り方

時 10月31日（土）午後1時30分～午後3時30分

所 麻里府公民館

師 木村ヨーシロー氏（ワイアイズ フォトグラファー）